

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（変形燃料貯蔵ラック及び収納缶の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年3月13日（金）10時00分～12時20分
3. 場所：原子力規制庁9階会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、山中係員、高木技術参与
検査グループ 専門検査部門
宮崎上席原子力専門検査官
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当2名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（変形燃料貯蔵ラック及び収納缶の設置）に係るこれまでの面談でのコメント等に対する回答について、資料に基づき以下の説明があった。

- ラック取替工事時におけるラックの移動ルートについて
- 収納缶が無い状態で変形燃料貯蔵ラックに健全燃料を挿入した場合の未臨界性評価
- 共用プールに破損燃料を貯蔵する時の共用プールの水質への影響
- 収納缶の中性子吸収材について
- 共用プール貯蔵時の収納缶の冷却性について

○原子力規制庁は、

- 中性子吸収材（ボロン添加アルミニウム合金）について、臨界未満を維持するために必要な機能が担保されていることに係る説明が不十分であるため、再度説明すること
 - 本申請に含まれていない共用プールにおける収納缶（大）の取扱いについて、本申請との関係を整理し、説明すること
- 等を求めた。

6. その他

資料：・【補足説明資料】使用済燃料共用プールに係る実施計画Ⅱ章の変更について コメント回答

以上